

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	子どもの医療費無料化 対象者：18歳の年度末まで 内 容：保険診療による自己負担分を助成する制度です。 問合せ：《住民課 保険室》 TEL：0279-26-2249
	幼児教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）保育料の無料化 対象者：吉岡町居住の児童 内 容：保育料無料（国の制度対象外となる0歳から2歳の住民税課税世帯の児童も対象） 問合せ：《健康福祉課 子育て支援室》 TEL：0279-26-2248
	産前・産後サポート事業 対象者：町内に住所のある妊産婦で母子手帳交付時から産後1年まで 家事・育児を手伝う家族がいない妊産婦 ※産後3ヶ月～1年の産婦は在宅が条件 内 容：家事援助（通常の食事の準備、後片付け、洗濯、掃除等） 育児援助（授乳、おむつ交換、沐浴介助等） 【利用時間】午前9時から午後6時まで（1日2時間までの利用） 【利用料金】3回目までは無料、4回目以降は1回1,700円。 問合せ：《健康福祉課 子育て支援室》 TEL：0279-26-2248
	ファミリーサポート事業（吉岡町・渋川市・榛東村との合同実施） 対象者：概ね生後3か月から高校3年生までのお子さんのいる保護者 内 容：家事育児援助（保育園、学校等の開始時間までの預かり、送迎、学校行事の際の預かり等） 【利用時間と料金】平日 午前7時から午後7時まで 700円／1時間 平日 上記以外の時間 800円／1時間 土日祝日 午前7時から午後7時まで 800円／1時間 土日祝日 上記以外の時間 900円／1時間 【割引チケット】1か月につき200円のチケットを4枚発行。（800円分） ※1回の利用につき2枚まで使用可能。 問合せ：《健康福祉課 子育て支援室》 TEL：0279-26-2248
	学校給食費補助 対象者：町内の小中学校に通う児童・生徒 内 容：1人当たり年10,450円を補助する制度です。 問合せ：《教育委員会事務局 教育総務室 給食センター》 TEL：0279-54-3225
	第3子以降学校給食費無料化（免除）事業 対象者：次の全てに該当する保護者 ①生計を一にしている子を3人以上養育していること。 （18歳に達する日以後の3月31日までの間にある者） ②①の子のうち、出生の最も早い者から順次数えて3番目以降の子が吉岡町立小中学校に在籍していること。 ③生活保護費または就学援助費を受給していないこと。 ④③以外で給食費相当額を受給していないこと。 内 容：対象者からの申請により、対象となる児童及び生徒が、町立学校在学の場合学校給食費を免除する。 問合せ：《教育委員会事務局 教育総務室 給食センター》 TEL：0279-54-3225

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	チャイルドシート購入補助 対象者：購入日に6歳未満のお子さんを養育し、申請日に吉岡町内に住所を有している方。（ただし、購入から1年以内に申請し、町税を滞納していない方に限る。） 内 容：安全基準を満たすチャイルドシートの購入価格（消費税含む）の2分の1（千円未満切捨、上限8,000円。なお、令和7年7月1日より 上限5,000円）を補助する制度です。 問合せ：《総務課 協働安全室》 TEL：0279-26-2243
	自転車ヘルメット購入費補助 対象者：吉岡町内に住所を有している方で、申請年度に15歳から18歳に達する方（中学3年生～高校3年生）またはその保護者。（ただし、購入から1年以内に申請した方に限る。） 内 容：安全基準を満たす自転車ヘルメットの購入価格（消費税含む）の2分の1（100円未満切捨、上限2,000円）を補助する制度です。 問合せ：《総務課 協働安全室》 TEL：0279-26-2243
	高校生等公共交通通学支援事業 対象者：町内在住で、バスや鉄道の通学定期券を購入して高等学校等に通学する生徒等の保護者。（ただし、町税を滞納していない方に限る。） 内 容：同一名義の定期券購入費が1ヶ月あたり5,000円以上の場合、1ヶ月あたり1000円を、1ヶ月あたり10,000円以上の場合、1ヶ月あたり2,000円を補助する制度です。 問合せ：《企画財政課 企画室》 TEL：0279-26-2241
住宅支援	勤労者住宅資金利子補給事業 対象者：金融機関から資金の融資を受けて、町内に自身が居住するための専用住宅を新築または新築住宅を購入した給与所得者（被雇用者）を対象に利子補給を行います。（町税の滞納がないこと等の条件や申請期間等の制約があります。） 内 容：対象金額は専用住宅建築又は新築住宅購入に係る融資額のうち1,000万円までとし、年利1.0%までの支払利子額を限度に、元金の返済開始から1年間分の利子補給を受けられます。 問合せ：《産業観光課 産業振興室》 TEL：0279-26-2280
	空き家バンク 対象者：吉岡町内に移住を希望される方 内 容：町内の空き家物件の情報をホームページに掲載 問合せ：《建設課 都市建設室》 TEL：0279-26-2278

分類	事業名 （対象者・内容）
その他	家庭用生ごみ処理機器購入費補助 対象者： 町内在住で、町税を滞納していない方。（ただし、購入した日から6ヶ月以内に申請した場合に限る。） 内 容： 購入額の2分の1に相当する金額を補助（100円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てた金額） ・生ごみ堆肥化処理容器（コンポスター）：上限3,000円 ・電動式生ごみ処理機：上限20,000円 （ただし、電動式生ごみ処理機の購入に対する補助金は、1世帯につき1回限り。） 問合せ：《住民課 住民環境室》 Tel：0279-26-2245
	タクシー運賃等助成事業 対象者： 吉岡町に住民登録があり、申請日において①～③のいずれかに該当する方 ①年齢満70歳以上の方 ②年齢満19歳以上で運転免許証をお持ちでない方（自主返納及び失効している方も含む） ③身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳1級・2級、療育手帳Aのいずれかを所持している方 内 容： 発着地のいずれかが吉岡町である場合のタクシー乗車時に利用できる1枚500円相当の利用助成券を、申請者1人につき年間最大72枚（申請日に応じた枚数）一括交付する制度です。1回の乗車につき4枚まで使用可能です。助成券利用者が複数人で乗る場合は、1人2枚まで使用可能。 問合せ：《企画財政課 企画室》 Tel：0279-26-2241
	吉岡町高齢者ICカード乗車券の利用に係る運賃助成事業 対象者： 町在住で申請日時時点で年齢満65歳以上の方。（ただし、町税を滞納していない方に限る。） 内 容： 利用者本人の名義のICカード乗車券を用いて支払った乗合バスの運賃の一部を助成します。乗合バス以外のご利用やコンビニ等での支払いは対象になりません。ICカード乗車券運賃助成事業の利用登録後の支払いのみ対象となります。助成金額は、助成の対象となる費用1,000円につき200円（1年度あたり8,000円が限度）です。 問合せ：《企画財政課 企画室》 Tel：0279-26-2241
	住宅用太陽光発電システム等設置補助 対象者： 次のいずれにも該当する方 ・町内に住所を有し、住民基本台帳に登録されていること。 ・町税等の滞納がないこと。 ・自ら居住する住宅（住宅が共有名義の場合は、共有者全員の同意を得たもの。）に発電システムまたは蓄電システムを設置したこと。 ・電力会社との電力供給契約を締結しており、発電システムは電力供給開始日、蓄電システムは保証開始日から6か月以内に申請書が提出されたもの。 【発電システム】 ・低圧配電線と逆潮流有りで連系し、太陽電池の最大出力の合計値及びパワーコンディショナーの定格出力の合計値がそれぞれ10kW未満のシステムであるもの。 ・起動及び停止等に関して全自動運転を行うもの。 ・未使用なもの。 【蓄電システム】 ・蓄電容量の合計が1 kWh以上であること。 ・常時発電システムと接続していること。 ・未使用なもの。 内 容： 【発電システム】 太陽電池モジュールの公称最大出力（少数点以下第3位切捨て）1kWあたり2万5千円（上限10万円。千円未満切捨て） 【蓄電システム】 一律5万円 問合せ：《住民課 住民環境室》 Tel：0279-26-2245